



移動・移乗支援用リフト  
第6部：立ち上がり用リフト

JIS T 9241-6 : 2015

(JASPA/JSA)

平成27年8月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本工業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	鎌田 実	東京大学
(委員)	荒木 薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	井上 剛伸	日本生活支援工学会
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	倉片 憲治	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	鷺坂 和美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	中川 昭夫	神戸学院大学
	二瓶 美里	東京大学
	根村 玲子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	畠中 順子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	平野 澄子	主婦連合会
	藤本 浩志	早稲田大学
	三浦 晃史	公益社団法人日本介護福祉士会
	本村 光節	公益財団法人テクノエイド協会
	森川 美和	公益財団法人共用品推進機構
	山際 淳	日本生活協同組合連合会
	山澤 貴	日本福祉用具・生活支援用具協会
	山本 澄子	国際医療福祉大学
	渡邊 健一	横浜市総合リハビリテーションセンター

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 27.8.20

官報公示：平成 27.8.20

原案作成者：日本福祉用具・生活支援用具協会

(〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル TEL 03-3437-2623)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会（委員会長 鎌田 実）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	2
<b>4 各部の名称及び区分</b>	6
<b>4.1 各部の名称</b>	6
<b>4.2 最大持ち上げ質量による区分（区分記号）</b>	6
<b>5 一般要求事項</b>	6
<b>5.1 リスクマネジメントによる設計</b>	6
<b>5.2 外観</b>	7
<b>5.3 構造</b>	7
<b>6 性能</b>	9
<b>6.1 一般</b>	9
<b>6.2 ハンガー</b>	9
<b>6.3 中央懸ちょう点の停止距離</b>	9
<b>6.4 昇降速度</b>	9
<b>6.5 操作力及び操作トルク</b>	9
<b>6.6 耐久性</b>	10
<b>6.7 静的強度</b>	10
<b>6.8 静的安定性</b>	10
<b>6.9 ブレーキ</b>	10
<b>6.10 移動力</b>	10
<b>6.11 騒音</b>	10
<b>7 試験方法</b>	11
<b>7.1 一般</b>	11
<b>7.2 全般的安全要求事項に関する試験方法</b>	13
<b>7.3 ハンガーの試験方法</b>	14
<b>7.4 中央懸ちょう点の停止距離の試験方法</b>	14
<b>7.5 昇降速度試験方法</b>	15
<b>7.6 操作力及び操作トルク試験方法</b>	15
<b>7.7 耐久性試験方法</b>	15
<b>7.8 静的強度試験方法</b>	15
<b>7.9 静的安定性試験方法</b>	16
<b>7.10 ブレーキの試験方法</b>	17
<b>7.11 移動力試験方法</b>	17

ページ

7.12 騒音 .....	18
8 検査方法 .....	18
9 表示及び取扱説明書 .....	19
9.1 一般 .....	19
9.2 表示 .....	19
9.3 取扱説明書 .....	19
附属書 A (規定) 油圧装置・空圧装置 .....	22
附属書 B (参考) 定期点検事項 .....	23
附属書 JA (参考) 表示・添付文書 .....	25
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表 .....	27
解 説 .....	29

## まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS T 9241-1:2008** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS T 9241** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS T 9241-2** 第2部：移動式リフト

**JIS T 9241-3** 第3部：設置式リフト

**JIS T 9241-5** 第5部：リフト用スリング

**JIS T 9241-6** 第6部：立ち上がり用リフト

**JIS T 9241-7** 第7部：浴槽設置式リフト

白 紙

(4)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

日本工業規格

JIS

T 9241-6 : 2015

# 移動・移乗支援用リフト— 第6部：立ち上がり用リフト

Hoists for the transfer of persons with disabilities—  
Part 6: Standing mobile hoists

## 序文

この規格は、2006年に第2版として発行された**ISO 10535**を基とし、製品の種類ごとに部編成とし、更に国内事情を反映させるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書JB**に示す。

## 1 適用範囲

この規格は、座位から立位に持ち上げ又は立位で移動することを目的としたリフト（以下、リフトという。）について規定する。ただし、被懸ちよう者が歩いて移動する用具、**JIS T 9255**に規定する立ち上がり補助いす及び**JIS T 9268**で規定する昇降形の補高便座は除く。

この規格は、人間を異なる階へ移動する装置には適用しない。

この規格には、装置の老朽化及び腐食の確認方法は含まない。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 10535:2006, Hoists for the transfer of disabled persons—Requirements and test methods (MOD)**

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 0641-1** 製品の幾何特性仕様（GPS）—製品及び測定装置の測定による検査—第1部：仕様に対する合否判定基準

**注記** 対応国際規格：**ISO 14253-1, Geometrical Product Specifications (GPS) — Inspection by measurement of workpieces and measuring equipment — Part 1: Decision rules for proving conformance or non-conformance with specifications (IDT)**

**JIS B 8360** 液圧用鋼線補強ゴムホースアセンブリ

**JIS B 8361** 油圧—システム及びその機器の一般規則及び安全要求事項

**JIS B 8364** 液圧用纖維補強ゴムホースアセンブリ

**JIS B 8370** 空気圧—システム及びその機器の一般規則及び安全要求事項